

小田原箱根商工会議所提携ビジネスローン一覧表

金融機関名 項目	さがみ信用金庫		商工中金	静岡中央銀行		横浜銀行	三菱東京UFJ銀行
	創業支援ローン START (スタート)	地域再生・起業支援ローン きずな	商工会議所提携ローン	サポートローン ベスト融資	サポートローン しずちゅうビジネスローン	<はまぎん> スーパービジネスローン	融活力
融資限度額	100万円～500万円 (10万円単位)	100万円～1000万円 (10万円単位)	3,000万円以内 (100万円単位) ただし、直近決算における平均月商以内	100万円～5,000万円 (10万円単位) 直近決算の月商の1.5カ月以内	100万円～1,000万円 (10万円単位) 直近決算の月商の1.5カ月以内	5,000万円以内 (100万円以上10万円単位)	5,000万円以内
資金使途	創業に必要な運転資金 および設備資金	事業資金	運転資金	運転資金・設備資金	運転資金・設備資金	運転資金・設備資金	事業に必要なご資金
融資利率	年5.00% (固定金利) (ただし元金据置期間中は1.0%) (会員以外は1.5%)	5年以内: 年5.00% (固定金利) 5年超～10年以内: 年6.00% (固定金利)	借入期間1年未満: 短期プライムレート+ α 借入期間1年以上: 長期プライムレート+ α (固定金利又は変動金利) ※商工会議所会員は上記利率から0.1%優遇 (税理士会連合会所定チェックリストがあれば0.3%優遇)	手形 固定 証書 変動 1年以内 年0.9%～ 1年超3年以内 年1.2%～ 3年超5年以内 年1.4%～	固定 年3.75%～9.00% 上記より0.5%優遇 (審査結果により決定)	固定金利: 年2.50%～ 変動金利: 年2.70%～ (会員以外は一律年+0.25%)	年2.10%～9.00% (変動金利) 審査結果に応じた所定の金利を設定する (当行の短期プライムレートに連動して変動します。) (会員以外は一律+年0.25%)
融資期間	6ヵ月以上7年以内 (1年以内元金据置可)	6ヵ月以上10年以内 (1年以内元金据置可) (会員以外は7年)	3年以内	手形貸付 1年以内 証書貸付 1～5年以内	期日一括返済 1年以内 元金均等返済 5年1カ月以内	元金均等返済 5年以内 期日一括返済 3か月以上1年以内 ※新規融資取引の場合は3年以内	3年以内 (三菱東京UFJ銀行との融資のお取引が1年以上の場合5年以内)
返済方法	元利均等返済 元金均等返済	元金均等返済	元金均等返済 (据置6ヶ月以内)	手形 元金均等返済 (期日一括返済可) 証書 元金均等返済	期日一括返済 (期日延長不可) 元金均等返済 (元金据置不可)	元金均等返済 期日一括返済	毎月元金均等返済
担保	原則不要	原則として新たな担保提供は不要	原則不要	原則として新たな担保提供は不要 (審査によっては必要)	不要	原則として新たな担保提供は不要	原則として新たな担保提供は不要
保証人	法人…原則代表者 個人…原則生計をともしる協力者1名	法人…原則代表者 個人…原則不要	原則法人代表者1名	法人代表者 (審査によっては必要)	法人代表者1名 (共同代表の場合は全員)	必要に応じて代表者の方	第三者保証人は不要 代表取締役 (共同代表の場合は全員)の連帯保証が必要
手数料	新規取扱手数料無料 (初回時会員以外は10,800円) ※別に実行手数料1,080円	新規取扱手数料無料 (初回時会員以外は10,800円) ※別に実行手数料1,080円	なし	なし	5,400円	なし	無料
その他	下記事項に全て該当する個人または法人 ●新たに創業を計画している事業者で原則6ヵ月以内に開業できる方、または創業1年以内の事業者 ●中小企業診断士の事前モニタリングによる指導を受ける方 ●原則、初期投資(必要資金)の20%以上の自己資金を有する方	さがみ信用金庫の営業地域内で事業を行っている個人または法人	下記事項に全て該当する法人 ●業歴3年以上で、小田原箱根商工会議所の会員歴が3年以上であること。 ●商工中金から本提携ローン以外の借入がないこと。 ●ご利用中の金融機関に延滞がないこと。 ●商工中金の所属組合の組合員であること。 ●貸金業、公序良俗に反する事業を営んでいないこと。	下記事項に全て該当する中小企業法人 ●静岡中央銀行の取引窓口で取引可能な地域に所在すること。 ●決算書4期分の確認ができること。 ●静岡中央銀行の信用格付制度、同行作成のチェックリストで一定の基準を満たしていること。	下記事項に全て該当する中小企業法人 ●静岡中央銀行の取引窓口で取引可能な地域に所在すること。 ●決算書4期分の確認ができること。 ●静岡中央銀行の信用格付制度、同行作成のチェックリストで一定の基準を満たしていること。	下記事項に全て該当する会社法上の会社 ●売上高10億円以下の中小企業であること ●業歴2年以上かつ直近2期以上の確定申告を継続完了していること ●利用している金融機関からのお借入れの延滞および税金の滞納のないこと ●金融保険業、不動産業、パチンコホールのいずれでもないこと	下記事項に全て該当する法人 ○業歴2年以上で、確定した決算書2期分を提出可能なこと ○最新決算期に置いて債務超過(貸借対照表の資本の部または純資産の部がマイナス)でないこと ○三菱東京UFJ銀行の所定の支所に来店が可能なこと ○申込時点において税金の未納がないこと

会員のメリット

会員は新規取引でも可